

CY Newsletter Vol. 26

2022.7.5

「電力の小売営業に関する指針」(小売営業ガイドライン)の基礎知識と改正動向

弁護士 島田雄介

1 はじめに

2016年4月、電気事業における小売全面自由化が実施され、これまで一般電気事業者¹しか供給を行うことができなかつた低圧分野の電力市場が開放され、経済産業大臣の登録(電気事業法2条の2)を受けることで、全ての分野において小売電気事業²への参入が可能となった。

全面自由化以降、小売電気事業者の登録数は増加を続けており、2022年7月1日時点で738者となっている³。

小売全面自由化に伴い、小売電気事業者に課される義務(説明義務、書面交付義務等)が新たに規定され、需要家の保護が図られているが、より詳細を記載した「電力の小売営業に関する指針」が制定され、実際の監視・監督において重要な位置づけを占めている。同指針は、電気事業に携わる事業者にとって、十分理解することが不可欠なものとなっている。

そこで、本稿では、「電力の小売営業に関する指針」を理解するうえでの基礎知識を整理するとともに、最新の改正動向を概説する⁴。

2 「電力の小売営業に関する指針」とは

「電力の小売営業に関する指針」(以下「本指針」という。)とは、小売全面自由化に伴い、様々な事業者が参入することを踏まえ、事業者の関係法令の遵守や自主的な取組を促すことにより、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにすること等を目的として、2016年1月、経済産業省が制定した指針(通称「小売営業ガイドライン」)である。

具体的には、①需要家への適切な情報提供、②営業・契約形態の適正化、③契約内容の適正化、④苦情・問合せへの対応の適正化、⑤契約の解除手続の適正化の各項目について、「望ましい行為」や「問題となる行為」などが示されている。また、小売電気事業者の重要な義務である、説明義務(電気事業法2条の13)や書面交付義務(電気事業法2条の14)の解説も記載されている。

なお、2022年7月4日時点では、「令和4年4月1日最終改定」⁵版が最新のものとなるため、本稿では「令和4年4月1日最終改定」版を前提として論じる。

¹ 一般的の需要に応じて電力供給を行う事業者として、小売全面自由化以前に地域毎に電気事業を行っていた電力会社10社を指す。2016年4月の改正法施行により、一般電気事業者の区分は廃止された。

² 一般的の需要に応じ電気を供給する事業をいう(電気事業法2条1項2号)。

³ 資源エネルギー庁HPで、登録小売電気事業者一覧が確認できる。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

⁴ 本稿で述べられている見解は筆者個人のものであり、筆者の所属するシティユーワ法律事務所としての見解を表明するものではない。

⁵ <https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/pdf/20220401001.pdf>

3 本指針の対象

本指針では、本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者並びにその媒介・取次・代理業者(並びに一般送配電事業者及び配電事業者)と記載されている(本指針序(2))。

ただ、本指針の一部では、これらの事業者以外も対象となる記載が存在しているため(本指針2(3)の一括受電事業者に関する記載など)、電気事業に携わるものであれば確認が必要な指針といえる。

4 「問題となる行為」と「望ましい行為」

本指針における重要な概念として、「問題となる行為」と「望ましい行為」が存在する。本指針では、それぞれ以下のとおり位置づけられている。

「問題となる行為」とは、業務改善命令(電気事業法2条の17等)又は業務改善勧告(同法66条の12第1項)が発動される原因となり得る行為とされている(本指針序(1))。なお、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」⁶第2(3)では、電気事業法2条の17第1項の規定による業務改善命令の基準について、「例えば、『電力の小売営業に関する指針』…に記載している『問題となる行為』その他の適切でない小売電気事業の運営のため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときとする。」と記載されている。電気事業法を遵守して事業を行うためには、本指針に記載された「問題となる行為」を行わないことが最低限必要となる。

一方で、「望ましい行為」については、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達を図る上で望ましい行為とされているが、これを行わなかった場合の措置についての記載はない。すなわち、「望ましい行為」を行わなかった場合に、それのみを理由として直ちに業務改善勧告等が行われることにはならない。ただ、多くの事業者は「望ましい行為」を遵守した事業を行っており、適切な事業運営を行うためには、「望ましい行為」も意識することが必要であるといえる。

5 本指針の記載内容の網羅性

本指針の記載は、現時点で示すべきと考えられる「問題となる行為」、「望ましい行為」等を記載したものであって、必ずしも網羅的なものではない。

この点は、本指針において、「本指針のルール等が関係する具体的なケースについては取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に応じて対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。」(本指針序(1))と記載されているところである。

すなわち、本指針に「問題となる行為」として記載されていないから問題ない行為である、という解

⁶ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/shinsakijun.pdf

が常に成り立つものではない。実際、上記4で記載したとおり、「電気事業法に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等」第2(3)では、「問題となる行為」だけでなく、「その他の適切でない小売電気事業の運営」についても、業務改善命令の対象となりうることが記載されている。

6 本指針の改定

上記5のとおり、本指針は、現時点で示すべきと考えられる「問題となる行為」、「望ましい行為」等を記載したものであって、必ずしも網羅的なものではなく、状況に応じて都度見直しを行っていくことが予定されている。

この点は、本指針において、「小売の全面自由化後においても電気の供給に関するサービスの多様化・複雑化によりトラブルの内容や実態、競争環境も変化していく可能性がある。本指針についても、こうした状況を反映する必要があることから、今後の電気の小売業の環境変化に応じて適時適切に見直しを行っていくこととする。」(本指針序(1))と記載されているところである。

実際、本指針は、2016年1月に制定されて以降、度重なる改定が行われている。2022年7月4日時点までの改定概要は図表1のとおりである。

図表1 「電力の小売営業に関する指針」の改定概要

時期	概要
2016年1月 制定	
2016年7月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において公表することを望ましい行為として追加 ・電源構成等の適切な開示の方法における望ましい行為の追加等
2017年6月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・非化石価値取引市場の開始に伴う改定 ・「ガスの小売営業に関する指針」における整備項目を踏まえた改定等
2018年9月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・間接オークションの導入に伴う改定 ・非化石価値取引市場の創設に伴う改定 ・電源構成表示を行う際の、電源特定メニューの算定の取扱いに関する改定等
2018年12月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチング期間において取戻し営業行為を行うことを問題となる行為として追加等
2020年9月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記を望ましい行為として追加 ・災害時連携の観点から望ましい行為の追記等
2021年4月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・非FIT非化石証書の取引開始を踏まえた電気の環境価値表示のルールの整備等
2021年11月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・市場連動型料金メニューの説明・情報提供の在り方について追記等
2022年4月 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・配電事業が電気事業法上新たに位置づけられたことに伴い、小売電気事業者による配電事業エリア内の需要家への請求書等の内容や情報提供の在り方に関する望ましい行為を追加等

※筆者作成

上記のとおり、本指針は、制度改正や問題事例への対応として、適時に改定されているため、常に最新の状況を確認する必要がある。

なお、改定にあたっては、パブリックコメントが実施されるのが通例である⁷。

7 最新の改定動向

現在、資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、「家庭等の電気・ガス料金について、原燃料費高騰時の需要家保護の観点からの、料金の『望ましいあり方』及び『望ましいあり方について何らかのガイドライン等を示すこと』」について議論が進められている。

2022年5月27日に開催された第50回電力・ガス基本政策小委員会の資料3-2⁸では、本指針への追記内容イメージが以下のとおり示され(図表2)、小売電気事業者が燃料費調整のある料金メニューに基づいて小売供給を行う場合の「望ましい行為」等を本指針に追記することが検討されている。

図表2 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する議論状況

【論点2】電力の小売営業に関する指針との関係②

- 電力の小売営業に関する指針への追記内容のイメージについては、以下のような内容が考えられるがどうか。

※なお、具体的な改正案について、今後、反映箇所や用語・表現等について、精査する必要。

1. 基本的考え方

- 電力システム改革の目的の一つは、小売電気事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現すること。
- この電力システム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けの電気の自由料金における需要家保護については、小売電気事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現されることが期待。

2. 望ましい行為等

- 小売電気事業者が燃料費調整のある料金メニューに基づいて小売供給を行う場合には、以下の情報提供を行うことが望ましい。
 - ① 燃料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること
 - ② 提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること
 - ③ 小売電気事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること
 - ④ 小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても、需要家に対し十分な説明を行うこと
【問題となる行為として位置づけることも検討】

3. 参考事例

- 家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売電気事業者による料金メニュー作成の一助とするため、燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。【具体的な参考事例については次回】

(参考事例の中では、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合に事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家の間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。)

11

【出所：第50回 電力・ガス基本政策小委員会-配布資料3-2 11スライド抜粋】

⁷ e-Govパブリック・コメント(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)で確認が可能である。

⁸ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/050_03_02.pdf

また、2022年6月30日に開催された第51回電力・ガス基本政策小委員会の資料4-1⁹(6スライド)では、「適正な電力取引についての指針」¹⁰に、小売電気事業者の料金調整一般について『端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、実際のコストの変動に見合わない料金調整が行われる場合も否定されないが、一般的には、事業者において、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から望ましい』といった趣旨の追記をしてはどうか。」との提案がされている。

上記改定が実際に行われるか、行われる場合にどのような記載がされることになるのかは現時点では明らかではないが、いずれの議論も、料金メニューの検討に影響を及ぼす可能性があるため、今後の議論には注意が必要である。

8 本指針との向き合い方

以上、本指針の基礎知識を整理するとともに、最新の改正動向を記載してきた。

小売電気事業者として電気事業を適切に行うにあたり、本指針を遵守することは不可欠である。本指針を十分読み込み、内容を理解することは大前提として必要となる。他方で、本指針の記載は必ずしも網羅的でなく、実際に事業を行うにあたり、本指針の記載からだけでは判断がつかない事態も発生することが常に生じうる。

このような場合、本指針を通じて示された規制趣旨等を踏まえ、個別具体的な事情に応じて検討をすることが必要となるのであって、前提として、本指針の深い理解が求められることになる。また、検討にあたっては、電力・ガス取引監視等委員会が公表している「電力の小売営業に関する行政指導事例集(平成 31・令和元年度)」¹¹など、公表されている実際の指導事例も参考となる。

小売電気事業を行うにあたっては、本指針の重要性を十分理解したうえで、常に最新の状況や実際の指導事例等を確認しながら十分な理解をもって事業を行う必要があるが、専門性の高さゆえ、対応に困難が伴うことも考えられる。そのような場合には、電気事業の実務に通じた弁護士の助力を得るということも有益と考えられる。

島田雄介 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士
yusuke.shimada@city-yuwa.com

2010年弁護士登録。2013年10月、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力・ガス改革推進室に出向し、一連の電力システム改革の中心となる小売全面自由化及び法的分離に向けた制度設計に課長補佐として関与。2015年9月、経済産業省電力取引監視等委員会取引監視課に異動。自由化された市場における小売取引の監視監督及びルール策定等に、小売担当の主任課長補佐として関与。経済産業省委託事業「平成29年度新エネルギー等の導入促進のための基礎調査委託費(分散型電源の系統への統合に資する新たな送配電網の利用動向・技術動向の調査)」検討委員、電力広域的運営推進機関「運営委員会」及び「需給調整市場検討小委員会」委員、グリッドデータバンク・ラボ有限責任事業組合「電力データ活用検討委員会」委員等を歴任。電力・ガス事業分野を中心として業務を行っており、特に小売分野得意としている。著書として『弁護士に聞く 電力小売営業 シーン別Q&A』(日本電気協会新聞部、2019年)。

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/051_04_01.pdf

¹⁰ 公正取引委員会と経済産業省が共同して作成した、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした指針。同指針も都度改定が行われている。2022年7月4日時点では、「令和4年4月1日」版(<https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/pdf/20220401002.pdf>)が最新のものとなる。

¹¹ <https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/FCAS/pdf/20201124001a.pdf>